

障害福祉サービス等事業者指定について

障害福祉サービス等は、指定を受けてからがスタートです。

税金で運営されることを自覚したうえで、公的サービスを提供する事業者としての心構えや、労基法や税法等他の法令を含めたルールへの遵守、真摯な姿勢での取組みが求められます。

また、制度改正が多い現況においては、改正内容について理解するための努力が不可欠です。制度に関する知識が不足していたことが原因で、給付費等の返還を求めた事件が実際にありますので、事業所の運営にあたっては、サービス提供についてのルール、給付費等を請求するルール等の制度全般について、あらかじめご確認ください。

1 指定申請後のながれ

- (1) 審査期間は最短で14営業日です。申請件数や審査過程によっては、14営業日以上になる場合があります。※ 生活介護及び就労継続支援B型は14営業日プラス1週間程度
- (2) 審査期間中に、問い合わせや現地確認を行う場合があります。
- (3) 審査期間が14営業日しかない場合は、指定日又はその翌日等に指定通知書を発送する場合があります。審査の経過については、指定担当までお問合せください。
指定予定日を過ぎて1週間以上経過しても通知文が届かない場合はご一報ください。
- (4) 指定日には、サービスを提供できる状態になければなりません。
- (5) 雇用確約証明書を提出して申請している場合は、指定日において確定した人員を確認する必要がありますので、雇用確約証明書を提出していただいた従業員全員分について雇用契約書のコピーを提出してください。
- (6) 申請後に防災設備の点検や用途変更手続が完了した場合は、速やかに各手続が完了したことがわかるもののコピーを提出してください。
- (7) 給付費等は、国民健康保険団体連合会（以下、国保連という。）へ電子請求することになりますので、請求に必要なパソコン、請求ソフト等をあらかじめご準備ください。
※以下、(10)まで移動支援事業を除く。
- (8) 請求につきましては、原則、指定日の翌々月から可能になります。初回の請求につきましては、指定日が属する月とその翌月分についてまとめて請求することになります。
ただし、事業者から国保連に対して行う登録手続に遺漏や誤りがある場合は、給付費等の請求ができない場合がありますので、ご注意ください。
- (9) 指定日の翌々月に最初の請求をした場合、審査を経て支払われることとなった給付費等の振込は、請求した月の翌月20日頃になります。
したがって、指定日から3か月間は公的な給付費等が支払われないこととなりますので、ご注意ください。
- (10) 給付費等の請求の際は、請求内容の事前点検に間に合うよう、早めの請求を心掛けてください。請求内容と本市の台帳システムの内容が一致しない場合（エラー等）は、請求が認められないことがありますので、事前点検で対処できるようご協力ください。

2 運営に係る留意事項

事業者の指定にあたっては、指定日においてサービスを提供できることが条件となります。

また、サービスの提供に必要な技術等、専門的知識が必要になるほか、関連する制度やルール等を理解する必要があります。

関連する制度やルール等については、大きくわけて①請求事務 ②報酬告示 ③各種通知類がありますが、これらは、全てのサービスに共通するものもあれば、サービス種別ごとに決められているものもあります。報酬告示に示されていない事項が、Q&Aに掲載されていることもあり、ひとつの事項について確認するだけでも、見なければならぬ文書は多岐にわたります。

以下に、参考となるホームページをご案内いたしますので、必ずご確認ください。

- (1) 各サービス共通で請求事務の参考となるホームページ（手引き、ガイドライン）
札幌市障がい福祉課ホームページ「制度全般」のコーナー
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zenpan.html>
札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がいのある方へ → 法律・制度 → 障害福祉サービス・障害児通所支援事業者向け → 各種通知／手引き → 制度全般
- (2) 報酬告示（各種加算の要件、Q&Aも有）／サービスコード表
札幌市障がい福祉課ホームページ「報酬告示／サービスコード表」のコーナー
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zigy01.html>
札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がいのある方へ → 法律・制度 → 障害福祉サービス・障害児通所支援事業者向け → 報酬告示／サービスコード表
- (3) 各サービスの運営に係る通知類
札幌市障がい福祉課ホームページ「各種通知／手引き」のコーナー
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zigy02.html>
札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がいのある方へ → 法律・制度 → 障害福祉サービス・障害児通所支援事業者向け → 各種通知／手引き
- (4) 各サービス事業者等自己点検票
障害福祉サービス、障害児通所支援の提供にあたり、必要な書類、着目点を確認することができます。
北海道施設運営指導課ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shidou/shougai/toriatsukai/jikotenkenhyou.htm>
- (5) 国の各種資料、制度に関する情報
福祉医療機構ホームページ「福祉・保健・医療情報 WAM NET（ワムネット）」
(会員登録すると、様々な情報が掲載されているメールマガジンが届きます。)
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
厚生労働省、北海道庁の各ホームページ
- (6) サービス管理責任者等の研修に関すること、その他情報
北海道障がい者保健福祉課ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>
北海道庁トップ → 保健福祉部 → 障がい者保健福祉課 → 障がい者保健福祉課のページ

3 変更届について

事業所の移転、人員配置の変更等、申請内容から変更が生じる場合は、原則として変更届が必要です。

人員配置区分や加算要件等、変更内容が給付金等の請求に影響する場合がありますので、遺漏がないようご注意ください。

障がい福祉課事業者指定のホームページに、変更届についてご案内を掲載していますので、ご確認ください。

4 加算の申請等について

加算は、事業開始時以外でも、要件を満たす場合は随時申請することができます。

また、加算の要件を満たさなくなった場合や、減算に該当する人員配置になった場合等は、すみやかに届け出なければなりません。

新規に申請する場合等、必要な添付書類がありますので、「障がい福祉課事業者指定ホームページ」をご確認ください。

<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/zigyoshasitei/index.html>

札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がいのある方へ → 事業者指定
なお、算定要件は報酬告示、Q&A、各種通知のとおりです。

(1) 新たに加算の申請を行う場合

ア 15日までに届出があり、要件を満たしているもの → 翌月から算定可

イ 16日以降に届出があり、要件を満たしているもの → 翌々月から算定

ウ 加算の項目によって、上記ア、イとルールが違うものがあります。

例) 食事提供体制加算は、要件を満たしている場合、申請があった日以降で、事業所が適用を申出する日から算定可

例) 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算は、月末までに届出があり、要件を満たしているものは、翌々月から算定可

(2) 加算等が算定されなくなる場合(減算、単価が下がる場合を含む)の届出の取扱い

ア すみやかに届出を行い、加算が算定されなくなった等の事実が発生した日から適用

※ 特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日から適用

※ 減算については、その事項により適用月等が異なるため、都度、その内容をご確認ください

5 実地指導について

原則として開始から3年以内に実地指導を行います。時期については事業所によって異なります。実地指導を行う前に、文書でご連絡いたします。

また、年に1度集団指導を行いますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

6 現地確認・視察について

実地指導とは別に、指定申請時の内容を確認するため、随時現地確認等を行います。現地確認につきましては、原則として、ご用意いただく資料はありません。

指定日以降に現地確認する場合は、当然事業を行っているものとして、連絡せずにお訪ねすることがあります。

7 その他

- (1) 近年は、利用者やその家族のみならず、近隣の住民等からも苦情が寄せられています。良好な関係を築くことはもちろんですが、違法駐車や迷惑駐車、騒音等によるトラブルを招かないよう、日頃からご注意ください。税金で運営していることから、様々な人たちが、いろんな角度で事業所を見ているということ意識してください。

- (2) 事業所間や相談支援事業所等と、横のつながりを持ちましょう。他の事業所も、皆様と同じ悩みを抱えているかも知れません。もしかしたら、皆様の悩みを、すでに解決している先輩事業所があるかも知れません。

情報の共有は、事業所を運営するうえでとても大切なことです。特に障害児通所支援事業所については、児童発達支援センターが療育についてのノウハウを持っていますので、相談してください。（エリアにより担当するセンターがあります）

- (3) 同行援護事業所について

同行援護事業所のサービス提供責任者は、平成30年3月31日までに同行援護従業者養成研修応用課程を修了しなければなりませんので、ご注意ください。

- (4) 就労移行支援、就労継続支援事業所について

毎年4月上旬までに、利用者の一般就労に関する実態調査(報告)を提出してください。就労継続支援A型・B型事業所は、毎年、工賃実績報告書等を提出してください。

また、B型事業所については、工賃向上計画を作成する必要がありますので、遺漏のないようご注意ください。

なお、新規のB型事業所につきましては、指定日以降、速やかに工賃向上計画を策定してください。

- (5) 体制届について

ほぼ全ての事業所は、毎年4月上旬までに、当該年度についての体制届を提出する必要があります。

体制届は、人員配置や加算の内容を確認するものであり、年度のスタートにあたり、必ず提出することとしています。

都度、通知をする予定ですが、提出がない場合は新規の加算が認められないことがありますので、ご注意ください。

- (6) 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について

算定している事業所は、毎年2月末までに、当該加算の新年度分の計画書を提出する必要があります。

また、その計画に係る賃金改善の実績報告を、各事業年度の最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出する必要があります。

最後に

皆様が始める事業は「公的なサービス」であり「福祉事業」です。

事業所の関わりが、利用者やその家族に大きな影響を与えることもあります。

働く場を提供することで、利用する方が働く喜びを感じ、介護サービスを提供することで、自宅で家族と過ごしていける助けになり、また、子どもの成長とともに、社会で生活していくために必要な知識やルールを習得する一助になります。こうして、障がいのある方の人生に関わっていくとともに、公的サービスである以上、その結果が求められるのです。

サービスを利用する方に、切れ目のない最適な支援・サービスの提供を行うことを第一に考え、「事業所を利用して良かった」と感じてもらえますように、行政も含めて、関わる人達全員で取り組んで行きましょう。